

感推第1086号の2
令和4年11月16日

一般社団法人岐阜県医師会長 }
一般社団法人岐阜県病院協会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」
への診察状況及び検査状況の入力の徹底について

平素より、県の診療・検査医療機関に関する事務にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、貴団体におかれましては、各診療・検査医療機関の指定にあたり、ご協力をいただいているところですが、当該指定の申請にあたり、各診療・診療検査医療機関には「岐阜県診療・検査医療機関指定申請要綱」第4条（4）の規定により、指定されている期間中は、遅滞なく、G-MIS に必要な情報を入力することについて同意をいただいているところです。

こうした中、今冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、県としましては、G-MIS にご入力いただくデータにより、外来受診の逼迫状況などを適切に把握し、外来医療体制を強化する必要があると考えております。

このため、別添写しのとおり、各診療・検査医療機関に対し、G-MIS への入力が必要な情報及び入力期限について改めて周知させていただき、G-MIS への入力の徹底について依頼をさせていただきましたので、貴団体におかれましては、ご了知いただくとともに、会員等に対し G-MIS への入力について会議等の場を通じて周知していただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課			
医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今西	担当	松平
電話番号	058-272-1111 (内線 4988)		



各診療・検査医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」
への診療状況及び検査状況の入力の徹底について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

各診療・検査医療機関におかれましては、別添のとおり、指定の申請にあたり、「岐阜県診療・検査医療機関指定申請要綱」第4条（4）の規定により、指定されている期間中は、遅滞なく、G-MISに必要な情報を入力することについて同意をいただいているところです。

こうした中、今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、県としましては、G-MISにご入力いただくデータにより、外来受診の逼迫状況などを適切に把握し、外来医療体制を強化する必要があると考えております。

つきましては、下記のとおり、G-MISへの入力が必要な情報及び入力期限について改めて周知させていただきますので、ご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書」の規定により、診療・検査医療機関がPCR検査等を実施した場合は、G-MISに検査状況を入力していただくこととなっております。各診療・検査医療機関が実施したPCR検査等の自己負担相当額に係る補助実績と、G-MISにご入力いただいた内容に乖離がある場合は、個別に確認をさせていただくことがございますので、入力の徹底についてご協力をお願いいたします。

記

【日次調査】

（1）入力が必要な情報

①診療状況

- ・ 診察室数
- ・ 診療・検査医療機関としての開設時間
- ・ 開設時間内における発熱患者等の数

②検査状況

- ・ 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数
 - うち PCR 検査実施人数
 - うち自院で検査分析を行った者の人数*
 - うち抗原定量検査実施人数
 - うち抗原定性検査（簡易キット）実施人数
 - うち無症状者の希望に基づく検査等

※「自院で検査分析を行った者の人数」は、診療所のみ入力が必要です。

(2) 入力期限

- ・前日 24 時までの診療状況及び検査状況を翌日の 13 時までに入力してください。ただし、翌日が休診日である場合は、翌診療日に入力を行ってください。

<G-MIS の入力方法>

入力方法は、以下の URL、QR コードにアクセスしてご確認ください。

- ・厚生労働省 医療機関等情報支援システム
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

- ・G-MIS 操作マニュアル (医療機関向け)
<http://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000813245.pdf>



- ・G-MIS のパスワード、ID、入力方法に関するお問い合わせ先
厚生労働省 G-MIS 事務局
0570-783-872 (平日 9 時～17 時。土日祝日を除く)

岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課			
医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	松平、小西
電話番号	058-272-1111 (内線 4988)		

岐阜県診療・検査医療機関指定申請要綱

(総則)

第1条 診療・検査医療機関（発熱患者等の診療及び検査を行う医療機関として県が指定するものをいう。以下同じ。）の指定の申請については、この要綱の定めるところによる。

(申請の資格)

第2条 診療・検査医療機関の指定の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する医療機関の開設者とする。

- (1) 県又は岐阜市と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項に規定する調査の委託契約を締結する医療機関であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の検体採取を行う医療機関であること。

(指定申請書)

第3条 指定申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

(同意事項)

第4条 申請者は、次に掲げる事項に同意した上で、申請を行うものとする。

- (1) 県、関係行政機関、受診・相談センター、岐阜県医師会、岐阜県病院協会及び地域の医療関係機関の間で、申請者が別記様式別紙の基本事項に記載した情報を共有すること。
- (2) 別記様式別紙の基本事項に示した範囲で、発熱患者等の診療及び検査を速やかに実施すること。
- (3) 患者が新型コロナウイルス感染症に感染していた場合は、速やかに保健所へ連絡し、患者の状態を伝える等、追跡調査、療養先の検討等に協力すること。
- (4) 診療・検査医療機関として指定されている期間中は、遅滞なく、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報を入力すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けること。
- (6) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策を講ずること。
- (7) 自院の患者のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等の方法により、自院のかかりつけ患者に対し、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談の上自院で診療・検査を受けることが可能である旨を周知すること。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。